

Novell® Compliance Management Platform extension for SAP environments
Novell Sentinel™ 6.1 Connector for SAP XAL
Novell Sentinel 6.1 Collector for SAP CCMS
Novell Sentinel Solution Pack for SAP
Novell Identity Manager Driver 3.6 for SAP User Management
Novell Identity Manager Driver 3.6 for SAP Portal
Novell Identity Manager Driver 3.6 for SAP GRC Access Control
Novell Identity Manager Role Mapping Administrator
ノベルソフトウェア使用許諾契約書

本契約を注意してお読みください。本ソフトウェアをインストール、ダウンロードまたは使用することにより、お客様は本契約の条項に同意されたものとします。これらの条件に同意できない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用せずに、該当する場合は未使用のパッケージ全体を再販業者に領収書を添えて返却し、返金を受けてください。また、弊社の事前の書面による許可を得ることなく本ソフトウェアを販売、譲渡または再配布することはできません。

このノベルソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約」といいます)は、お客様と Novell, Inc. (以下「弊社」といいます)との間で締結されるものです。本契約に基づくソフトウェア製品、媒体および添付文書(以下総称して「本ソフトウェア」といいます)は、米国およびその他の国の著作権法および著作権条約によって保護されており、本ソフトウェアの所有および使用に関しては本契約の条項が適用されます。お客様がダウンロードまたは受領する本ソフトウェアのすべてのアップデートリリースやサポートリリースは、本契約に優先することが明示的に規定された使用許諾契約書が付随している場合を除き、本ソフトウェアの一部であり本契約により規定されます。本ソフトウェアがアップデートまたはサポートリリース版の場合、お客様がこのアップデートまたはサポートリリース版をインストールして使用するには、インストールする本ソフトウェアのバージョン及びその数量に対して有効な使用権が取得されていなければなりません。

本ソフトウェアには、本契約とは異なるソフトウェア使用条件または弊社以外の第三者によって使用許諾される他のソフトウェアプログラムが含まれているか、またはバンドルされている場合があります。別のソフトウェア使用許諾契約書が添付されているソフトウェアプログラムの使用については(Novell Compliance Management Platform extension for SAP environments の個別のコンポーネントを除く)、当該別添の契約に従うものとします。本ソフトウェアと共に提供される第三者製品は、お客様が、お客様自身の選択で使用するために提供されています。

本ソフトウェアの使用

一般製品

Novell Compliance Management Platform extension for SAP environments の個別のコンポーネントには、本契約書に追加されるソフトウェア使用許諾契約書が含まれる場合があります。本契約書とこうした追加のソフトウェア使用許諾契約書の間に矛盾がある場合は、本契約書の条件が優先されます。このスイートライセンスにより、上記のように単一の使用者によって、このスイート内の任意のソフトウェアを使用することが許可されます。複数の使用者にわたって、本ソフトウェアスイート内の個々のソフトウェア製品を分割して使用することはできません。個々のコンポーネントは、Novell Compliance Management Platform と関連してのみ使用することができ、適切に使用許諾されていない限り、他のソフトウェアと関連して使用することはできません。

個別のコンポーネントは、以下の定義を含む場合があります。

「ソリューションパック」とは、インストールした既存の Sentinel™ にインポートまたは展開される既定義の Sentinel コンテンツのセットをいいます。ソリューションパック内のコンテンツには以下が含まれる可能性があり、また、これら以外のコンテンツが含まれる可能性もあります。展開ステータスおよび関連する相関規則を含む相関規則展開、相関アクション、動的リスト、レポート、関連する役割を含む iTRAC™ ワークフロー、マップ定義とイベントメタタグ設定を含むイベント強化、文書/例レポート PDF/サンプルマップファイルなどソリューションパックの作成時に追加されたその他の関連ファイル。

「コレクタ」とは、さまざまなデバイスからコンテンツを収集、標準化、解析するために設計された、機能的なスクリプトまたはエージェントをいいます。

「デバイス」とは、直接的か間接的かを問わず、データまたは情報を転送する任意の単一のハードウェアデバイス、プログラム、またはアプリケーションをいいます。

「転送」とは、情報またはデータにアクセスしたり、これらを配布または使用可能にしたりすることをいいます。

「業務用ドライバ」とは、こうしたドライバに付属のエンドユーザ使用許諾契約書において(存在する場合)、またはこうしたド

ライバに関連して適切に使用するために正 当に購入したアクティベーションコードをお客様に提供することによって、ノベルが業務用ドライバであると規定した Novell Compliance Management Platform extension for SAP environments ドライバをいいます。業務用ドライバは業務で使用するためにお客様に使用許諾されます。

「評価版ドライバ」とは、本ソフトウェアに含まれる業務用ドライバではない Novell Compliance Management Platform extension for SAP environments ドライバをいいます。評価版ドライバは、本契約の「評価版」の項に従って限定的な評価の目的においてお客様に使用許諾されます。

「使用者」とは、本ソフトウェアの一部または本ソフトウェアによって管理される製品（デバイス、ハードウェアまたはソフトウェア）に対するアクセス権または使用权を有する単一のディレクトリツリー上にある個人またはデバイスをいい、クレジットカード番号や PIN ナンバーなど個人を特定するようなデータも含まれます。単一のディレクトリツリー上にある、または複数のディレクトリツリーに接続されているユーザオブジェクトが同一の個人である場合は、1 使用者としてカウントされます。

ライセンスの許諾。お客様は、お客様が使用許諾を受けた使用方法を有効化し、お客様が使用許諾を受けた使用方法に関連してのみ、Novell Compliance Management Platform で業務用ドライバを使用することができます。お客様が評価版ドライバを Novell Compliance Management Platform と使用する場合は、以下の評価版の条項に従ってお客様内部の評価目的に限り使用することができます。

お客様は、ユーザオブジェクトごとに使用权を取得しなければなりません。本ソフトウェアにアクセスするまたは本ソフトウェアを使用する各使用者は、個別に割り当てられたユーザオブジェクトを少なくとも 1 つは有するものとし、そのユーザオブジェクトを通して本ソフトウェアにアクセスするものとします。お客様は、上記に従うことを条件として本ソフトウェアを無制限に複製し、使用することができます。

ソリューションパックを作成するライセンス。マニュアルの記載に従い、ソリューションパックライセンスを取得した範囲に限り、Novell は、お客様が内部的に使用するソリューションパックのカスタム派生成果物を作成する非独占的で譲渡不可のライセンスをお客様に許可します。こうした派生成果物は、本ソフトウェアとともに使用することができ、これ以外の目的では使用できません。

評価版。本ソフトウェアが評価／デモ版であるか、当該目的のためにお客様に提供されている場合、お客様は、評価版の条件に従って評価又はデモの目的に限りお客様内部で使用することができます。また、インストールしてから 90 日後（または本ソフトウェアが別途表示する期間）に使用权は期限切れとなり、本ソフトウェアは機能しなくなります。評価期間が満了次第、お客様は本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアによって加えられた変更を元の状態に戻し、お客様のシステムから完全に消去するものとします。本ソフトウェアには、インストールしてから一定期間満了後自動的に使用不能となる機能が備えられている場合があります。

制限

使用上の制限事項。本契約においてお客様に明確に付与されていない一切の権利は、弊社に帰属します。本ソフトウェアはお客様の内部的な使用に限って使用許諾されます。お客様は、以下の行為を行うことはできません。(1)有効な法律で明示的に認められる範囲を超えて本ソフトウェアをリバース・エンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイルすること。(2)本ソフトウェアを修正、改変したり、レンタル、時間貸し、リースしたりまたは本評価版契約に基づくお客様の権利を再使用許諾すること。(3)弊社の書面による許可なく、本ソフトウェアまたは本評価版契約に基づくお客様の使用权の一部または全部を譲渡すること。

ライセンスパック。お客様が所有する本ソフトウェアの使用权がスイート製品に対するものである場合は、使用权ごとに 1 人のユーザーのみがスイート内の製品を使用できます。スイートライセンスでは、使用者単位でライセンスを受けた場合は複数のユーザーがスイート内の個別の製品を使用することはできず、デバイス単位またはサーバ単位でライセンスを受けた場合は複数のデバイスでスイート内の個別の製品を使用することはできません。

アップグレードプロテクション。本ソフトウェアの Novell プログラムに基づいてアップグレードプロテクションまたは保守を取得した場合、お客様は当該アップグレードプロテクションまたは保守を本ソフトウェア全体に一括して適用することができますが、本ソフトウェアのコンポーネントプログラムまたはバンドル製品、または本ソフトウェアがスイート製品として使用許諾されている場合は、スイートを構成する製品を個別にアップグレードまたは保守することはできません。該当する弊社のポリシーとプログラムで許可される場合は、本ソフトウェアの個別のコンポーネントに対してアップグレードプロテクションを別途取得することができます。

アップグレードソフトウェア。この項は、お客様がアップグレード価格設定に基づいて本ソフトウェアを購入した場合に適用されます。オリジナル製品とは、お客様がアップグレードする製品をいいます。以下の条件が満たされる場合のみ、お客様は本ソフトウェアを使用することができます。(1)お客様がオリジナル製品の使用权者であること。(2)お客様がオリジナル製品をアップグレードするためにのみ本ソフトウェアを使用する権利を取得しており、購入時に弊社が本ソフトウェアによるアップグレードの対象製品としてのこと。(3)お客様がノベルソフトウェア使用許諾契約書の条項に従ってオリジナル製品をインストールし、使用していること。(4)オリジナル製品の所有権を売却またはその他の方法で譲渡しないこと。

サポート。弊社は、サポートサービスを明示的に含む製品をお客様が購入した場合を除き、サポートを提供する義務を負いません。お客様がこうした製品を購入したけれども、そのサポートサービスに適用される別途の契約がない場合は、本契約の条項がこうしたサポートサービス(以下「本サービス」といいます)の提供に対して適用されるものとします。弊社が提供するサポートについては <http://support-j.novell.co.jp/> をご参照下さい。

所有権

本ソフトウェアの権原または知的所有権のいずれもお客様に譲渡されるものではありません。本ソフトウェアと本サービスに関するすべての知的所有権の権利と権限(一部または全体の翻案および複製を含む)は、弊社またはそのライセンス付与者が所有および保持します。お客様が取得するのは、本ソフトウェアを使用する条件付きのライセンス(使用権)のみです。

限定保証

本ソフトウェアの媒体が購入時に損傷していた場合または本ソフトウェアが添付文書の内容に合致していない場合には、お客様が本ソフトウェアを購入された日から90日以内に送料前払いで弊社にご返送いただくか、その旨書面で弊社にご連絡いただければ、弊社の裁量で、不具合を解決するかまたはお客様が購入された本ソフトウェアと引き換えにお客様が支払われたライセンス料を返金致します。但し、本ソフトウェアを許可されていない方法で使用または改変した場合にはいかなる保証も致しません。また、本ソフトウェアが無償で提供されたものについても現状有姿で提供されるものであり、いかなる保証も致しません。本保証内容は、本ソフトウェアに対する弊社の保証の全てであり、弊社は、本保証以外の如何なる明示または黙示の保証責任も負いません。

サービス。弊社は、購入した本サービスが、一般的に認められた業界基準に基づきプロフェッショナルな方法で提供されることを保証します。この保証は、本サービスが配布されてから90日間有効です。本保証に違反があった場合の弊社の義務は、本保証に準拠するように本サービスを修正するか、弊社の判断により、本保証に準拠しなかった本サービスの一部に対してお客様が弊社に支払った金額を返却することのみに限定されます。弊社がテクニカルサービスを提供する際にファイルを改変または損傷する可能性があるため、お客様はお客様のシステムを隔離またはバックアップするための適切な手段を講じることに同意するものとします。

本ソフトウェアは、原子力施設の運転、航空機管制システム、通信システム、制御システム、生命維持装置、兵器システムまたは本ソフトウェアの故障が人命、人体の傷害または重大な物理的損害もしくは環境破壊に直結する可能性のある用途など、絶対安全な運用が要求される危険な環境下でのオンライン制御装置と共に使用または配布することを目的に設計または製造されておらず、かような用途も想定しておりません。

本ソフトウェアは、特定のコンピュータおよびオペレーティングシステムにのみ互換性があります。従って、互換性のないシステムに対して弊社はいかなる保証もしておりません。互換性に関する情報については、弊社またはお買い上げ店にお問い合わせください。

第三者製品。本ソフトウェアには、弊社以外の第三者によって使用許諾または販売されたハードウェア、ソフトウェアまたはサービスが含まれている場合や、バンドルされている場合があります。弊社は、当該第三者製品またはサービスに対する保証は行っておりません。当該製品またはサービスは現状有姿で提供されるものであり、当該製品またはサービスに対する保証は、当該製品またはサービスの製造元から提供されるものとします。

弊社は、法律で別途制限される場合を除き、本ソフトウェアの商品性、特定の用途への適合性、権原、または第三者の知的所有権の侵害をはじめ、いかなる黙示的保証も否認し、排除します。また弊社は、本限定保証条項において明確に定められていない保証、表明または約束も行っておりません。更に弊社は、本ソフトウェアがお客様の要求に見合ったものであること、または欠陥または誤りがないこと、並びに本ソフトウェアの動作が中断されないことを保証致しません。

責任の限定

結果的損害。弊社、弊社に対する使用許諾者、弊社の子会社または従業員は、逸失利益、事業の中断、データの喪失をはじめとして、本ソフトウェアまたはサービスの使用または使用不能に起因する特別損害、付随的損害、結果的損害、間接的損害、不法行為、経済的損害または懲罰的損害について、当該損害発生の可能性が告知されていた場合であっても、損害賠償責任を含む一切の責任を負わないものとします。

直接損害。人または財産への直接的損害(発生回数に関係なく)に対する弊社の損害賠償総額は、クレームの対象となった本ソフトウェアまたはサービスに対してお客様が支払った金額の1.25倍を限度とします。また、本ソフトウェアを無償で取得した場合の損害賠償総額は5,000円を限度とします。

一般条項

契約期間。本契約は、本ソフトウェアをインストールした日から発効し、お客様が本契約の規定のいずれかに違反した場合に自動的に終了します。本ソフトウェアがサブスクリプション契約によってお客様に提供された場合は、本ソフトウェアを所有または使用するお客様の権利は、該当するサブスクリプション契約期間の終了時に終了します。本契約または該当する

サブスクリプション契約期間が終了次第、本ソフトウェアおよび複製物をすべて廃棄するか、または弊社に返却の上、お客様のシステムから本ソフトウェアを消去するものとします。

ベンチマークテスト。ベンチマークテストに関する条件は、お客様がソフトウェア開発者または使用許諾権者である場合、またはソフトウェア開発者または使用許諾権者の代理としてテストを行う場合に適用されます。本ソフトウェアに関するベンチマークテストの結果を第三者に提供または開示する場合は、予め弊社から書面による同意を得るものとします。お客様が本ソフトウェアと競合する、または本ソフトウェアと同等の機能を有する製品（以下「競合製品」といいます。）の使用許諾者または当該使用許諾者の代理店であって、本条項に反してベンチマークテストの結果を公表または開示した場合は、弊社は、かかる競合製品の使用許諾条件または弊社による他の救済手段にかかわらず、弊社はかかる製品についてベンチマークテストを行い、そのベンチマーク情報を公表・開示できる権利を有するものとします。尚、お客様は、弊社に対して、上記権利を許諾する権限を有することを保証します。

オープンソース。本契約のいかなる部分も、本ソフトウェアに含まれるオープンソースコードに対する該当のオープンソースライセンスに基づいて、お客様が所有する権利またはお客様が遵守すべき条件を制限、限定したり、これらに影響を与えたりすることはありません。

譲渡。お客様は、弊社の事前の書面による承諾を得ることなく本契約を第三者に譲渡することはできません。

準拠法および管轄裁判所。本契約は日本法に従って解釈されるものとし、本契約に関して発生した訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。但し、お客様が本ソフトウェアを日本国外で使用される場合には、その国の法律に準拠します。

契約の変更。本契約は、お客様と弊社との間の最終的な合意であり、両当事者が記名捺印または署名した書面によってのみ追加または修正することができます。使用許諾者、販売店、特約店、販売員またはその他の従業員には、本契約を修正したり、本契約の条項と異なる合意を行ったり、または本契約の条項に追加を行うことはできません。

権利放棄。本契約に基づく権利の放棄は、当事者の代表者が記名捺印するか署名した書面によってのみ有効となります。過去または現在の違反または不履行に基づく権利の放棄は、本契約に基づいて生じる将来の権利の放棄と見なされることはありません。

可分性。本契約の規定のいずれかが無効または実行不能な場合、その規定は必要な限度で解釈の変更、制限、修正または本契約から分離されるものとし、本契約のその他の規定の有効性は、損なわれません。

輸出規定の遵守。本契約書に基づいて提供されるすべての製品または技術情報は、米国輸出管理規定およびその他の国の貿易関連法規が適用されます。お客様は、取引対象製品の輸出、再輸出または輸入に関し、国内外の輸出管理規定に従うこと、および必要な許可、または分類に従うものとします。お客様は、現在の米国の輸出除外リストに掲載されている企業、および米国の輸出管理規定で指定された輸出禁止国またはテロリスト国に本製品を輸出または再輸出しないものとします。お客様は、取引対象製品を、禁止されている核兵器、ミサイル、または生物化学兵器を最終目的として使用しないものとします。米国から弊社製品を輸出する場合は、産業安全保障局のウェブページ (www.bis.doc.gov) を参照してください。弊社ソフトウェアの輸出に関する詳細は、www.novell.com/info/exports/ を参照してください。弊社は該当する制限について詳細な情報を提供します。ただし、弊社は、お客様が必要な輸出承認を取得しなかったことに對し如何なる責任も負わないものとします。

米国政府による使用。お客様が米国政府の場合には、本ソフトウェアの使用、複製、開示は FAR 52.227-14 (June 1987) Alternate III (June 1987)、FAR 52.227-19 (June 1987)もしくは DFARS 252.227-7013 (b)(3) (Nov 1995)またはこれらの修正条項に定める制限事項に従うことを条件とします。製造元: Novell, Inc. 1800 South Novell Place, Provo, Utah 84606

その他。本項により、国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されません。

(c)1993, 2000-2009 Novell, Inc. All Rights Reserved.
(051409)

Novell は米国およびその他の国々における米国 Novell, Inc の登録商標であり、iTrac と Sentinel は米国 Novell, Inc の登録商標です。*すべてのサードパーティーの商標はそれぞれの所有者の所有物です。